

議案第45号

琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 琴浦町漁村センター |
| 2 | 指定管理者 | 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1735番地先
赤碕町漁業協同組合
代表理事組合長 祇園 行裕 |
| 3 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和6年3月31日まで |

令和3年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和